（文部科学省組織令の一部改正）

2　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第五号中「（昭和二十四年法律第百四十七号）」の下に「、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項」を加える。

（中央教育審議会令の一部改正）

3　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表大学分科会の項第二号中「学校教育法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法」に改める。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十三号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項中「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）」を「研究所」に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第十五条の三第三項の規定による納付金の納付の手続等）

第一条　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十五条の三第三項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する基金の額のうち研究所が当該基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第三項の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）として国庫に納付しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　納付金は、一般会計に帰属する。

附則第九条中「第一条から第四条まで」を「第二条から第五条まで」に、「第一条第一項」を「第二条第一項」に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下「法」という。）」を「法」に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項」とあるのは「法」を「第十八条第一項」とあるのは「」に、「法第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第四条中」を「第五条中」に改める。

附則第十条中「第二条から第四条まで」を「第三条から第五条まで」に、「第二条第一項及び第三条」を「第三条第一項及び第四条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十四号

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

公認会計士法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十五号

公認会計士法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四条の二第二号（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（同法第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十一第一項第二号及び第二項、第三十四条の三十二第一項、第三十四条の三十四の二、第三十四条の三十四の六第一項第三号へ及び第四号ロ、第三十四条の三十四の十三第二号イ及びロ並びに第三十四条の三十五第一項並びに公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公認会計士法施行令の一部改正）

第一条　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二号」の下に「（これらの規定を法第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「法第三十三条第二項（法第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第九条第一号中「並びに第三十条第三号及び第六号」を「、第二十九条の二第一項及び第三十条」に改め、同条第二号中「の各号」を削る。